浪江町飲料水等安全確保支援事業実施規程

（目的）

第1条　この基準は、東日本大震災を受け、避難を余儀なくされた町民が、避難指示解除後、再び浪江町内で生活をする上で、安心かつ安全な飲料水の安定的な確保を図るため、飲用井戸の給水施設を整備することを目的とする。

（対象者）

第2条　この事業の対象者は、次のすべての要件に該当するものとする。

　(1)　東日本大震災発生当時に浪江町内に居住し、避難指示解除後、当該居住用住居に帰還し、再び居住する住民。（居住用住居があること）

(2)　上水道新設経費と比較して、本事業の方が安価で実施できること。

(3)　使用していた井戸、沢水等の施設が枯れる等使用できなくなったもの。

２　その他町長が認めたのも。

（対象とならない者）

第3条　この事業の対象とならない者は、次のものとする。

(1)　事業所、店舗その他これらに類する事業用建物

(2)　別荘などの一時的な居住の用に供するもの

(3)　賃貸住宅

（事業の内容）

第4条　この事業で整備する施設（工事）は、次のとおりとする。

(1)　ボーリング等工事

(2)　取水管工事

(3)　ポンプ設置工事

(4)　給水管工事（宅内配管は除く。）

(5)　ポンプ、配管、配線等材料費

(6)　電気配線工事（ポンプから家屋までの配線。）

(7)　水質検査（給水開始前に行う水質検査で、初回分に限る。）

２　その他町長が認めたもの。

（設置後の維持管理等）

第5条　この事業で設置した井戸等の管理、仕様に必要な電気代や修繕料などの経費は、使用者が賄うものとする。

（施設の帰属）

第6条　この事業で設置された井戸等の所有権は浪江町であるが、設置から5年を経過した時点で使用者へ帰属するものとする。

（雑則）

第7条　この基準に定めのないものについては、協議の上、町長が決定するものとする。